

令和2年12月24日

特許庁庁舎16階特別会議室＋WEB会議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会  
第20回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

## 目 次

1. 開 会	1
2. 座 長 挨 拶	1
3. 委 員 紹 介	1
4. 特 許 庁 挨 拶	2
5. 議事運営について	3
6. 令和元年改正意匠法下における出願状況等のご報告	4
7. 申請手続などのデジタル化に関する意匠審査基準等の修正について	9
8. 令和3年4月1日に施行される改正意匠法に伴う運用変更について	12
9. 今後のスケジュール	18
10. 閉 会	19

## 開 会

○神谷意匠審査基準室長 皆様、おはようございます。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第20回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。事務局を務めております特許庁意匠課意匠審査基準室の神谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

## 座 長 挨 拶

○神谷意匠審査基準室長 今年度最初の意匠審査基準ワーキンググループとなりますが、今年度も昨年度に引き続き、阿部・井窪・片山法律事務所弁護士及び弁理士をなさっている黒田薫委員に座長をお願いしております。

年度最初の会合となりますので、黒田座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○黒田座長 ありがとうございます。

昨年度に続きまして座長を務めさせていただきます弁護士の黒田と申します。どうぞよろしく願いします。

○神谷意匠審査基準室長 ありがとうございます。

以降の議事進行を黒田座長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

## 委 員 紹 介

○黒田座長 続きまして、事務局から委員の皆様の御紹介をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 委員の皆様を五十音順で御紹介させていただきます。

大阪大学大学院法学研究科准教授・青木大也委員。

○青木委員 よろしく願いします。

○神谷意匠審査基準室長 日本弁理士会意匠委員会委員長、大野総合法律事務所弁理士・

大塚啓生委員。

○大塚委員 よろしく申し上げます。

○神谷意匠審査基準室長 一般社団法人日本知的財産協会意匠委員会委員長、ヤマハ株式会社知的財産部IPイノベーショングループ主事・神田栄美子委員。

○神田委員 よろしく申し上げます。

○神谷意匠審査基準室長 公益財団法人東京都中小企業振興公社東京都知的財産総合センター知財サポートアドバイザー・小山雅夫委員。

○小山委員 よろしく申し上げます。

○神谷意匠審査基準室長 以上でございます。

本日は意匠審査基準ワーキンググループの全委員に御出席いただいております。

○黒田座長 ありがとうございます。

#### 特許庁挨拶

○黒田座長 特許庁を代表して、谷山審査第一部長から一言御挨拶をお願いいたします。

○谷山審査第一部長 特許庁審査第一部の谷山と申します。

本日は、お忙しい中、意匠審査基準ワーキンググループへの御出席を賜り、ありがとうございます。

本年4月に改正意匠法の一部が施行され、ほぼ9カ月が経過いたしました。今回の改正は保護対象を建築物など物品以外にも拡大し、関連意匠制度や組物の意匠の拡充、そして物品の区分の見直しなど実務に大きな影響を与えるものでした。その具体的な運用のために必要な意匠審査基準は本ワーキンググループにおける御審議を経て全面的に改訂され、改正意匠法の施行と同時に運用されています。委員の皆様のほか、関係された皆様の御尽力に深く感謝いたします。

今回のワーキンググループにおきまして、改正法が施行された後の意匠登録出願の状況や二段階施行として残された令和3年4月施行の法改正に伴う運用変更を御報告いたします。また本年7月には、テレワークの推進やデジタル社会への対応を目的として、行政手続における押印の見直しが閣議決定されました。特許庁においても押印の見直しを行いましたので、あわせて御紹介いたします。

委員の皆様の活発な御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたしま

す。

○黒田座長 ありがとうございます。

#### 議事運営について

○黒田座長 議題に入る前に事務局から事務運営の説明をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 本日は、大塚委員、小山委員が本会議室から、青木委員、神田委員がオンラインで参加されております。この会議室の皆様とオンラインで参加されている委員の方とはリアルタイムに音声のやり取りができるようになっております。

御発言の際は、この会議室で御参加の方については、指名されましたら、まずマイクのボタンを押していただき、御自分の名前をおっしゃっていただいた後に、御発言が終わりましたら、再度ボタンを押してマイクを消していただくようお願いいたします。また、できるだけマイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

オンラインで参加されている委員の皆様から御発言いただく際は、御発言希望の旨を画面上の手を挙げるボタンを押していただくか、チャット欄に御記入いただきまして、座長から発言を促された後に御発言をいただければと思います。御発言の際にはマイクのアイコンをオンにさせていただいて、御自分のお名前を会議室に御参加されている委員の方と同様、おっしゃっていただいた後に、御発言が終わりましたら、マイクのアイコンを押してオフにいただくようお願いいたします。

また、今回はウェブ会議システムを導入しての会議ということで、一部音声聞き取りにくい場合や音ずれ等により発言を再度お聞きする場合がありますが、あらかじめ御了承いただきますよう、お願い申し上げます。またオンラインで参加されている委員の皆様におかれましては、会議室の音声聞こえないなど何かトラブルが発生しましたら、チャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおいても、座席表はお手元に紙で配布しておりますが、それ以外の資料はタブレットで御覧いただくことといたしました。カバーを開いていただくと画面が立ち上がります。PDFファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。左上から本日のワーキンググループで使用する資料のデータとなっております。操作でお困りになった場合には手を挙げて合図をし

ていただければ、係の者が対応いたしますので、よろしく願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。01「議事次第・配布資料一覧」、02「委員名簿」、03資料1「令和元年改正意匠法下における出願状況等のご報告」、04資料2「申請手続等のデジタル化に関する意匠審査基準等の修正について」、05資料3「令和3年4月1日に施行される改正意匠法に伴う運用変更について」、06資料4「今後のスケジュール」、07参考資料1「令和2年12月16日改訂意匠審査基準（第Ⅲ部第3章 該当部分）」となっております。以上、計7つの資料でございます。よろしいでしょうか。

もう一点、本会議は原則として公開いたします。配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じて会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は座長に御一任するものといたします。

○黒田座長 ただいまの事務局からの説明について御異議はありますでしょうか。――ありがとうございます。

#### 令和元年改正意匠法下における出願状況等のご報告

○黒田座長 まず議事次第2.「令和元年改正意匠法下における出願状況等のご報告」でございます。事務局から説明をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 お手元の資料1をお開きください。議題1.「令和元年改正意匠法下における出願状況等のご報告」をさせていただきます。

1 ページ目は目次になっております。以下4つの項目、1. 意匠登録出願全体の動向、2. 新保護領域の出願の動向、3. 関連意匠、4. 組物の意匠について、今年度の動向を御紹介してまいります。

次にスライド2ページ、意匠登録出願全体の月別件数動向でございます。折れ線のオレンジ色が2020年10月までの出願データとなっております。青線が昨年度、2019年の出願件数となっております。1月から4月にかけては、コロナの影響もあってか、昨年より低調であった出願ですが、4月、5月以降はほぼ同等、6月以降は昨年を上回るペースとなっております。棒グラフは2019年と2020年の件数を並べ、出願人を内国、外国で分けたものとなっております。上に乗っているほうが外国からの出願の件数でございます。薄いオレンジ色で塗られた棒のところのとおり、今年前半のコロナ禍においても外国からの出願は昨年よりも多く、4月以降、さらに伸びている傾向があることが分かります。なお、2020

年における10月の出願件数は暫定値となっております。確定値は9月までのものとなっております。

次に3ページに参ります。新保護領域の出願状況のうち、建築物の意匠の出願件数を月別で示したものとなっております。4月にまとまった出願が113件ありました。その後、一旦件数は抑えぎみとなっております。9月以降は少しずつ増えている様子が見受けられます。10月、11月は暫定の件数となりますが、4月から11月までの累計では277件、建築物の出願がございました。

続きまして、4ページ目です。建築物の意匠の登録例を御紹介したいと思います。報道等で既に御覧になった方もいらっしゃると思いますが、株式会社ファーストリテイリングの商業用建築物となっております。ユニクロPARK横浜ベイサイド店として、写真のように建っているものです。建築物の内部が店舗、屋上から地上へと切り崩したような形状をなす屋外部が遊戯スペースや休憩スペースとなる建築となっております。

続きまして、5ページ目は、もう一つ建築物の意匠の登録例でございます。東日本旅客鉄道株式会社の上野公園口の駅舎となっております。こちらは部分意匠の出願となっております。外側に連なる柱体の部分について意匠登録を受けております。

次に6ページです。新保護領域の意匠のうち、内装の意匠の出願の状況を御紹介いたします。先ほどと同じく4月にまとまった出願が78件ありました。その後、少しずつ出願がされているという状況でございます。11月までの暫定累計値は、合わせて153件となっております。

審査も進みまして、登録例が出ております。7ページ目、内装の意匠の登録例として、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の、いわゆる蔦屋書店として知られる書店の内装でございます。本願意匠は直線的に縦列状に配置された縦長長方形の机と壁面の書棚を有する書店の内装であるというもので、複数の物品が含まれたものとなっております。

続きまして、8ページ目も内装の登録例でございます。回転寿司店の内装として登録された、くら寿司株式会社の寿司店の内装となっております。斜視図において屋根のように見えているところが室内に設けられたやぐらになります。このやぐらの下に机、椅子、仕切り、寿司搬送ベルトなどの多数の物品が配置されているものとなっております。

次に9ページ目からは画像意匠の出願状況を御紹介いたします。従来から画像デザインは物品の部分に画像を含む意匠として保護してまいりましたが、改正法では画像のみ単体で保護できるようになりました。その画像のみでの意匠の出願件数となっております。4

月にまとまって165件出願がございまして、以降も多数出願されているという状況でございます。11月までの暫定累計値で582件出願をいただいております。

次に10ページ目、画像意匠の登録例を御紹介いたします。株式会社小糸製作所の車両情報表示用画像となっております。意匠に係る物品の説明で分かりますように、画像投影装置付き車両から路面に照射される画像でして、変化した状態を含む意匠となっております。このように物品を離れて投影される画像も保護できるようになっております。

以上が新保護領域の出願状況でございます。

続きまして、11ページに参ります。改正法下における関連意匠の出願状況を御紹介いたします。法改正によりまして、関連意匠は本意匠の公報発行後であっても本意匠の出願日から10年の間であれば出願できるようになりました。棒グラフのオレンジ色が新たに関連意匠として出願できるようになった、本意匠の公報発行後に登録されている関連意匠の件数となっております。これを見ますと、2020年4月から9月までの累計で、従来どおり本意匠の公報発行前の出願がされている関連意匠は1563件ありますが、本意匠の公報発行後に、この法改正で新しくなった関連意匠の期間を利用して登録されているものは494件と、早速500件近く出願をいただいております。

次の12ページでは、関連意匠の登録例で分かりやすい事案がございまして、御紹介したいと思います。三菱電機株式会社のエアコンディショナーの登録例です。本意匠が2012年に出願されたものとなっております。同日出願の関連意匠とあわせて登録されておりました。その8年後、法改正があった2020年4月1日付けで新たに別の関連意匠の出願があり、登録の運びとなっております。この関連意匠の1672255号については、右上に期間を示す図がございまして、このとおり、本意匠の出願日の25年後である2037年6月29日まで、最大で権利期間があるものとなっております。

エアコンは、内部の機構部の配置等の制約上、全体形状が大きく変更しづらい物品であるということで、シーズンごとのエアコンの新製品は、筐体の形状はほぼ同じもので、筐体の隅にあらわれたセンサー部ですとか、状態ランプの配置など細部のところで新製品としての特徴を出さざるを得ないということがございましたが、今般、このような新製品の意匠についても関連意匠として権利化できるということで、このような御出願をされたと伺っております。改正された関連意匠制度が、長期間にわたりシリーズ展開されるようなブランドの保護の一助となっていれば幸いです。

続きまして、13ページ目からは改正法下において拡充された組物の意匠の出願状況を御

紹介いたします。組物の意匠は、ここに示す施行規則別表第二のとおり、新たに43品目に刷新されております。物品名を個別に限定したものにはしないで、例えば一組の食品セットですとか、一組の衣服セットですとか、一組の身の回り品セットといったような大きくくりの物品分野の名称で構成されておまして、今までよりも多様な物品で組物を構成できるということになっております。また、部分意匠の出願もできるようになりました。

14ページでございますように、従来、別表第二には56品目が挙げられておりました。こちらは一組の下着セットですとか、カフスボタン及びネクタイ止めセットなど物品が限られたものとなっております、昨年度は組物の意匠の出願は全体で12件でしたが、13ページで御覧いただけますように、改正後は、4月から9月までの半年間の累計で36件出願をいただいているということで、昨年よりも改めて出願が増えているところです。

最後になりますが、15ページでは組物の意匠の登録例を御紹介します。ミサワホーム株式会社の一組の家具セットの組物の出願です。こちらは部分意匠の出願となっております。説明のとおり、複数の棚板を備えた第一収納家具とキャスター付きの踏み台を兼ねた第二収納家具のセットとなっております。青く塗られた部分以外の白い部分、第一収納家具の棚板と踏み台の天板や収納扉の部分について意匠登録を受けようとするものとなっております。

この意匠は保育園などで小さい子どもが使用できる家具ということで、キャスター付きで横長の家具を踏み台にして、安定して棚板に自分で手が届くように設計されたものということです。使用状態を示す参考図のとおり、棚とは別に、この踏み台はベンチなどとしても利用することができ、多目的に使用できるということだそうです。このように別々の家具が二つセットで用いられるということで、付加価値の向上が図られている意匠となっております。改正意匠法によりまして、改めて、こういった多様なデザインの意匠登録出願をいただきまして、意匠権という形で保護できることを審査する側からも大変喜ばしく思うところでございます。

改正意匠法下における出願状況の御報告は以上になります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について御意見、御質問がございましたら、お願いします。

○大塚委員 日本弁理士会の大塚です。

質問になるかと思いますが、この出願件数について御庁ではどのように評価され

ているか、お伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○神谷意匠審査基準室長 全体の出願件数ということでよろしいでしょうか。

○大塚委員 そうですね。この改正に関係するところの件数でということですか。

○神谷意匠審査基準室長 改正に関係するところとして、新保護領域については順調に出願をいただいていると認識しております。まだ暫定値ということで確定したことは申し上げられませんが、現在、このコロナ禍においても全体では暫定で昨年比2%増となっておりますので、法改正が影響してコロナ禍でも件数は健闘しており、御利用しやすいものとなったのではないかと考えているところでございます。

○大塚委員 ありがとうございます。

当会としても、意匠法改正によって、より意匠を活用していただけるように、弁理士会外、会内含めて、セミナーであったり、コンテンツをつくったりして周知活動を続けていきたいと考えております。御庁と御協力できることがあれば協力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○神谷意匠審査基準室長 ありがとうございます。

周知については、我々特許庁も活発に行っていきたいと考えております。御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○大塚委員 ありがとうございます。

○黒田座長 オンラインで御参加の青木委員、お願いします。

○青木委員 青木でございます。

スライドの9、新保護領域の出願状況、画像の意匠の出願件数というところについてです。こちらは順調に出願されているということですが、一方で、改正前からある物品の一部として画像を取るということについても、引き続き可としていらっしゃったかと思いますが、そちらの件数は分かりますでしょうか。

というのは、基本的には画像の意匠のほうに流れていくだろうという話で、当初、物品の一部として画像を取ることは減っていくのではないかという見込みがあったのではないかと思ひまして、このあたり、数字があれば御教示いただければと思います。

○神谷意匠審査基準室長 事務局でございます。

青木先生に御指摘いただいたよう、従来保護対象でありました物品等の部分に画像を含む意匠の出願でございますが、昨年度は、4月から11月までの8カ月間に約800件出願がありました。今年度は物品等の部分に画像を含む意匠の出願は350件に減少しています。

800件が350件に減少というところで、コロナの影響もあり、定かではございませんが、やはり単体の画像意匠のほうに移行している可能性がございます。

一方、9ページのグラフのとおり、新しい保護領域としての画像の意匠については、今年度8カ月間で累計582件の出願がございます。350件と582件を合わせますと、昨年の画像の出願を上回る件数となりますので、現在、画像の出願は全体で上昇傾向にあると見ています。

○青木委員 分かりました。御丁寧な御説明、ありがとうございました。そうだとしますと、改正当時の予想に沿うものと思います。

以上です。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかは大丈夫そうですので、次の議題に移りたいと思います。

#### 申請手続等のデジタル化に関する意匠審査基準等の修正について

○黒田座長 次の議題に移ります。議事次第3.「申請手続等のデジタル化に関する意匠審査基準等の修正について」でございます。事務局から説明をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 お手元の資料2をお開きください。資料2「申請手続等のデジタル化に関する意匠審査基準等の修正について」の御説明をいたします。

こちらは先日行われた審査基準専門委員会ワーキンググループでも同じタイトルでのお知らせがありましたが、特許と同様に意匠審査基準におきましても一部修正する改訂を行いましたという、事後でございますが、御報告となります。

本年の夏に閣議決定された規制改革実施計画におきまして、押印を求めている手続について見直しを行うとされたこと、また産業構造審議会第13回知的財産分科会において申請手続等のデジタル化による利用者の利便性向上を目指すこととされたこと等を受けまして、特許庁でも全庁的に各種書類の点検、見直し検討作業に入ったところございました。

その結果、押印を求めるように法律で規定されていない手続、なりすましなどのリスクがほとんどないと考えられる手続について、そして審査基準レベルのものについては速やかに押印及び署名を求める手続を廃止する方針となりました。

これに基づきまして、意匠の審査基準において押印に関する記述があったところを点検したところ、右の図にあらわれているとおり、第Ⅲ部第3章第4.1の新規性喪失の例外

規定の適用を受けるための証明書の書式の一番下の「出願人〇〇〇」という氏名の横に印鑑マークがありましたので、このマークを削除するという修正を行いました。

こちらは11月24日から12月7日にかけて特許や商標の審査基準、ガイドラインなどともあわせて、全庁一斉にパブリックコメントを行いました。その後、特許の審査基準と同日の12月16日に新規性喪失の例外証明書における押印及び署名を廃止するという改訂を行いました。基準改訂に伴いまして、同様に押印に関する記載のあったガイドライン等も改訂しております。12月16日の施行以降、この証明書についてはワープロで打ったような記名のみでよいということになります。既に出願済みの証明書についても同様でございますので、新型コロナウイルス感染症拡大の対応等で、今まで記名のみを証明書を仮で提出していただいている場合においても、その後、押印または署名をした証明書を再提出していただく必要はございません。

この修正等の御説明は以上になります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について御意見、御質問がございましたら、お願いします。

大塚委員、お願いします。

○大塚委員 日本弁理士会の大塚です。

確認ですが、押印が廃止されたということは紙での提出も不要ということでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 それについては、引き続き書面での提出が必要となっております。改訂前と同様に、出願人にお名前は入れていただきながら、書面で提出していただくということになります。今はオンラインとかデータでの提出はできないという状況となっております。

○大塚委員 ありがとうございます。

この資料にもありますように、「申請手続等のデジタル化（紙・押印の原則廃止）による」となっていて、その上で押印に関する運用を廃止したとなっているので、読み方としては、紙も廃止されたのかなと読めてしまったので、分かりづらかったところがあったので確認させていただきました。

押印が廃止になったということは、そもそも原本という概念がなくなったと思うのです。それでも紙で出さなければいけないのは不便かなというところはありますので、後々、紙ではなくて、それこそデジタル化されていくということでもよろしいでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 デジタル化については、いずれ対応することも含めて庁内の関係部署で調整中でございます。オンライン手続が可能な手続は、特例法（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律）で規定しております「特定手続」に限られておりまして、その手続が特定手続として省令に指定されていないとできないというところです。現在、こちらの証明書は特定手続には含まれておりませんので、オンライン化のためには省令改正及びシステムの対応も必要となってくるというところで、デジタル化に向けた検討を全庁的に行っているところでございます。

○大塚委員 ありがとうございます。

ちなみに、いつ頃になるかというのがありますでしょうか。

○下村意匠課長 デジタル化について御質問ありがとうございます。

こちらは基本問題小委でも話題になっておりますけれども、特許庁に申請する全ての手続をデジタル化できるようにというスローガンを掲げていまして、弊庁としても最速でこれを目指しているところです。ただ、神谷が申しあげましたように、システム改修ですとか、必要な法令の改正等がございますので、できるだけ短期にということでございますが、具体的な時期は未定でございます。2、3年程度は、期間がかかってしまう可能性がございます。ただ、将来的には確実にこうした手続を全てデジタル化していくという方針でございます。

○大塚委員 御丁寧に御説明いただき、ありがとうございます。

私からは以上です。

○黒田座長 ありがとうございます。

オンラインで御参加の神田委員、お願いします。

○神田委員 神田と申します。

今の大塚先生と同様の意見となりますが、デジタル化に伴う改訂ということであれば、押印の廃止とあわせてPDF等、電子で提出することを検討いただきたいと、ユーザー側から要望します。よろしく願いいたします。

○神谷意匠審査基準室長 御要望ありがとうございます。そのような御要望があるということで承りました。ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

神田委員、他にご意見はありますか。

○神田委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかはなさそうですので、次の議題に移りたいと思います。

#### 令和3年4月1日に施行される改正意匠法に伴う運用変更について

○黒田座長 次の議題に移ります。議事次第4、「令和3年4月1日に施行される改正意匠法に伴う運用変更について」でございます。事務局から説明をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 お手元の資料3をお開きください。資料3「令和3年4月1日に施行される改正意匠法に伴う運用変更について」、御説明します。

この項目では、1、2、3と大きく目次がございます。1つ目は、令和元年改正意匠法の二段階施行となっておりました二段階目、来春、令和3年4月1日に施行される改正内容についてのリマインドとして御案内させていただきます。

2つ目は、法改正に伴って変更される意匠審査基準の改訂について、改訂の内容自体は既に昨年度のワーキンググループで検討していただいた改訂案がございまして、そちらが既にパブコメも済ませて施行待ちとなっておりますので、その改訂点について改めて、おさらい的にお知らせさせていただきたいと思います。

3つ目は、物品の区分をなくす法改正に伴いまして、意匠法施行規則の別表第一が撤廃されてしまいますので、そのかわりにユーザーに分かりやすい指標としてお示しする予定の「意匠に係る物品等の例」という一覧表の作成状況について御報告したいと思います。

2ページ目、令和3年4月1日に施行される改正意匠法の内容です。3ページ目から御説明いたします。令和3年4月1日になりますと、意匠法第7条、第15条、第68条及び、それらの関連規定が施行されます。これによりまして、①意匠法施行規則上の物品区分表（別表第一）が廃止され、②複数意匠一括出願が可能となるとともに、③手続救済規定が拡充されることとなります。第7条については、下の四角囲みのおり、条文の「物品の区分により」が削除されますので、意匠登録出願の方法は「経済産業省令で定めるところにより」と、省令に委任されることとなります。

続きまして、4ページ、御参考ということで、法改正について条文のみ紹介させていただきます。第15条の特許法の準用のところに「改正前は準用されていなかった、特許法第43条第6項、同第7項、及び第43条の2が準用される」ようになりまして、こちらは優先権書類に関する手続救済規定が拡充されるということになります。

続きまして、5ページ、こちらも御参考です。意匠法68条において準用されている特許法第5条第3項によりまして、指定期間に関する手続救済規定が拡充されます。

続きまして、6ページ目以降は、この法改正に伴う意匠審査基準の改訂点を御案内してまいります。

7ページ、令和3年4月に施行される改正意匠法に則した意匠審査基準の改訂点でございます。昨年度、取りまとめた本ワーキンググループ報告書「令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のための意匠審査基準の改訂について」からの抜粋となっております。

改訂点は下にありますとおり、①意匠法第7条に関する変更点です。物品の区分に関する記述が削除されますので、第7条の判断基準として、意匠に係る物品の用途及び機能の明確性や判断の手法について記載しておきます。また②手続救済規定については、パリ条約による優先権の項目がございますので、そこに救済規定に関する説明が追記されるようになります。新しい審査基準は令和3年4月1日の改正意匠法の施行に先立ち、令和3年3月中に特許庁ウェブサイトに掲載する予定となっております。

8ページ目以降は新しい審査基準の内容を参考までに記載しております。こちらは第Ⅱ部第2章に入る予定の意匠法第7条の概要となっております。読み上げに関しては割愛させていただきます。

続きまして、9ページ、同じく第Ⅱ部第2章、意匠に係る物品等の用途及び明確性についての判断に関する基本的な考え方について記載しております。願書の意匠に係る物品の欄の記載で明らかとなることが原則ではございますが、意匠に係る物品の欄の記載のみならず、願書のそのほかの記載、願書に添付した図面等を総合的に判断して、その用途及び機能を判断していくというのが基本的な考え方ということを記載しています。以降、このような記載は明確か、不明確かということ为例示しております。

10ページに参ります。意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものの例を事例で挙げております。見覚えのある図かと思いますが、図面上、このように形状はある程度特定しているとしても、意匠に係る物品が「産業用部品」ですとか、「装飾部品」などで物品に関する説明がほかに何もないとなりますと、何のために、どのように使うのかという物品の用途及び機能が特定できない例となっております。

11ページは意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものの例の事例となっております。こちらは意匠に係る物品は「食器」となっておりまして、従来の物品の区分とすると上位

の区分になってしまう名称ですが、図面の内容や物品の説明を読みますと、食卓用皿ということが分かります。用途及び機能としては十分に理解できるものということとなります。また隣の事例についても、意匠に係る物品を「履物」としていて、今までだと上位の区分になってしまう書きぶりなのでございますが、図面を見ると明らかに、いわゆるズックシューズであって、用途及び機能が認定できるものという事例として挙がっております。

続きまして、12ページです。こちらは意匠法第7条と第3条本文の拒絶理由の両方に該当する場合、第3条本文を通知するという旨の審査の進め方などを記載しています。

次に13ページからは救済規定等の記載における追記の部分を御紹介いたします。優先権に関する章、第IV部2. 2に破線の四角囲みのような記載が追記されることとなります。

次に14ページ目です。同様に破線の四角囲みの記載のところが追記されます。優先権証明書の提出の期限の具体的な期間について、ここは「●か月」としてありますが、この内容については今後の省令の改正内容等にあわせて正しく記載してまいります。

来年施行の基準改訂の内容については以上となりまして、次の15ページ目からは意匠に係る物品等の例の作成状況について御説明いたします。

16ページ目に表がございます。物品の区分をなくす法改正でございますので、別表第一が撤廃されてしまいます。そのかわりに、ユーザーが出願する際の記載の指針となりますよう、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の別添として、「意匠に係る物品等の例」というタイトルで一覧表を作成して、特許庁ウェブサイト公表する予定でございます。

この作成の方針は、下の水色の枠内に示しておりますように、昨年度の本ワーキンググループの報告書に記載しているものでございます。(1)で、現行の物品区分表を基本にしながらも出願頻度に応じた入れ替えを行うということで、近年、登録された意匠のうち、出願頻度の高いものを追加し、過去20年間登録の実績のないものは削除していくなど、一定の方針で新しくリバイスしていくものとなっております。

こちらは例えばということで、別表第一の最初の物品群の一、製造食品及び嗜好品のところを挙げております。意匠に係る物品等の例でも同じように一、食料品からスタートしたいと考えております。別表ですと、一、製造食品の下と一緒に嗜好品が入ってございまして、たばことシガレットペーパーの2つが食べ物の並びの下に入っております。では、たばこケースやライターはどこに行っているのかというと、今までの別表においては、六、履物の次に七、喫煙用具及び点火器というものがございまして、そちらのほうに飛んでい

たりして、物品群の順序が参照しにくいというところがありました。

そこで、今回作成する新しい「意匠に係る物品等の例」におきましては、(3)に方針が記載されているとおり、各物品群の掲載順序は、ロカルノ国際意匠分類のクラスが一から三十二までございますけれども、これと同じように並べていくという予定です。そうしますと、ロカルノでは物品群が比較的大きなクラスでまとまっておりますので、先ほどのたばことたばこ用の付属品についても、二十七番目に喫煙具というくくりのクラスがございますので、そこに統合して例示するようなイメージとなっております。

次に17ページでございます。こちらも意匠に係る物品等の例の作成イメージを御紹介します。意匠法改正による保護対象の拡充に則した物品名等を追加するという方針がございますので、例えば画像の意匠はどうなりますかというところで、昨年の法改正に伴って改訂された別表第一の最後に六十七、画像という物品群の項目がございます。画像と画像用部品に分けて、既にこのように「情報表示用画像」ですとか、「入力用画像」といった名称があらわされておりましたので、基本的にはそのまま継続して例示していくという予定でございます。

物品群の順番ですけれども、今までの別表ですと、最後のグループにございました。「意匠に係る物品等の例」でも、最後に入れようか、ということも検討しておりましたけれども、ロカルノ国際意匠分類には、十四番目のクラスの記録、電気通信又はデータ処理用の機器というところに、従前からスクリーンディスプレイ及びアイコンが分類される項目(14-04)がありますので、そちらのほうで国際分類からの類推で見つけやすいだろうというところで、十四あたりに配置することを検討しております。

次に18ページです。建築物の場合はどうなりますかというところです。別表第一には、六十一番目に「組立て家屋、屋外装飾品等」という物品群がありまして、その後、六十六に建築物がありますので、ちょっと離れて配置されておりました。ですので、これらが近い位置になるように、ロカルノですと、二十五番目のクラスの「建築用ユニット及び建築部材」のところに建築物が入るような構成を検討しております。

このように「意匠に係る物品等の例」を別表第一の撤廃と入れ替えで、なるべく早く公表できるように作成している状況となっております。

御報告は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について御質問、御意見などがございましたら、お願

いたします。

小山委員、お願いします。

○小山委員 2つほど初歩的な質問をさせていただきます。

分類表を施行規則別表から外して、書き方のガイドの別表で記入例として提示いただくのは、とてもありがたい御提案だと思います。例えば今年出願して新たな物品名が認められた場合に、翌年には別表に反映されるのでしょうか。それとも、数年かけてから、別表に反映していくのでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 あくまで、こちらは例示というところですので、新しい物品についても、ほかに似たようなカテゴリーのものがあれば、それに合わせた区分というか粒度で表現していただければよいというものにすぎません。ただし、余りにも問い合わせが多いとか、これはここに入りますかという御要望が強いものがあれば、随時反映していきたいと考えております。

○小山委員 ありがとうございます。

もう一点、よろしいでしょうか。全体がロカルノ分類に整列化されるということで、国際的に利用されているロカルノ分類に加盟してから今回分類表に使われること、とても歓迎しています。ただ、意匠のユーザーは中小企業が多いですから、日本意匠分類、ロカルノ国際意匠分類ってなかなか分りにくい。J-PlatPatでロカルノ分類で検索したり、物品名で検索したときに日本分類とロカルノ分類が併記されて一覧に出てくる予定でしょうか。予定ではないのでしたら、そこまでやっていただくと、ロカルノ分類との関係が分かりやすくなっていくのかと思いますけども、いかがでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 ありがとうございます。

「意匠に係る物品等の例」の一覧表については、あくまで例であるので、全ての物品を網羅するものではないというところです。ロカルノの分類に合わせた配列を検討しておりますけれども、サブクラスのところ全てまで準拠できるというところではないんですね。日本で出願される意匠の分類は独特といいますか、国際意匠分類とは1対1で対応していないところがございますので、新しい一覧表については、グループ単位ではロカルノ分類のクラスに合わせた並べ方でスタートしますが、一つ一つのクラス内の物品ごとの並び順まで完全に一致させて準拠することは予定しておりません。そういうところが一つございます。

それと、委員のおっしゃるとおり、検索については日本意匠分類が一番サーチ効率のよ

いツールとなっておりますので、ただいま御要望いただいたように、できるだけユーザーの参照がしやすいようにということは検討していきたいと考えております。できれば併記のような形で対応できるとよいかというところで、可能な限り分かりやすい対応をしていきたいと考えております。

○小山委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

オンラインで御参加の青木委員、お願いします。

○青木委員 青木でございます。

ただいま御紹介いただいたものと、スライド番号の8のあたりについてです。念のためですけれども、例えば「意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件をも規定している」と施行規則に書かれるであろう内容がこちらの審査基準で挙がっているのですが、それに対応した施行規則をこれから御用意されるということで理解しておいてよろしいでしょうか。確認になります。

○久保田意匠制度企画室長 意匠制度企画室長の久保田です。

ただいま御質問いただいた件ですけれども、御指摘のとおり、意匠法施行規則で一意匠の粒度を定める文言を規定する予定でございます。この資料では「明確なものでなければならないとの要件」と書いておりますが、このままの文言かどうかは精査をしているところですが、趣旨としてはこの記載のとおりでございます。

○青木委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

大塚委員、お願いします。

○大塚委員 日本弁理士会の大塚です。

2つほどお伺いしたいことがあります。1つがスライド16以降の「意匠に係る物品等の例」の確認ですけれども、この例に記載されているもので物品名として出せば、用途、機能の説明は不要ということでよろしいでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 ありがとうございます。

この意匠に係る物品等の例は、ある程度推奨できるお手本として例示する予定でございますので、ほとんどの場合説明は不要と考えられます。しかしながら、画像に関する意匠などの場合は、意匠に係る物品の説明欄に、画像の用途の記載等を詳しくしていただくのが望ましいかと存じます。

○大塚委員 ありがとうございます。

もう一点は、資料にはないのですが、複数意匠一括出願のほうは、策定の準備状況といえますか、いつ頃公開されるかというのがあれば、ちょっと教えていただきたいです。というのも、特に気になっているのは様式面ですね。どのように記載していくかというところを知りたいというのがありますので、その点について御回答いただければと思います。

○久保田意匠制度企画室長 ありがとうございます。意匠制度企画室長の久保田です。

複数意匠一括出願の様式については、意匠法施行規則で定める予定でおりまして、パブコメという形で皆様には御提示できるかなと思っております。そのパブコメの時期はまだ不透明であるんですけれども、1月に入って中旬ぐらいになるかなという見込みで作業は進めているところですが、まだ具体的なスケジュールは確定的ではないというところがございます。

以上です。

○大塚委員 ありがとうございます。

以上です。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかはなさそうですので、次の議題に移りたいと思います。

#### 今後のスケジュール

○黒田座長 最後に、議事次第5.「今後のスケジュール」について事務局から御説明をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 お手元の資料4を御覧ください。今後のスケジュールとして、1、2、3で記載ございます。

令和3年4月1日に施行される意匠法に則した政省令が令和3年3月までに改正ということで予定されております。それにあわせて、2. 令和3年4月1日に施行される意匠法に則した改訂意匠審査基準、先ほど御紹介したものを公表してまいります。こちらは政省令の改正の内容次第ですね、令和3年3月末までに特許庁ウェブサイトで公表する予定でございます。最後に令和3年4月1日になりますと、改正意匠法及びそれに関連する政省令の施行がございまして、意匠審査基準に基づく運用も開始されるというスケジュールでございます。

○黒田座長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第20回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。オンラインで参加されている皆様もどうもありがとうございました。

閉 会